# 公益財団法人香川県総合健診協会定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人香川県総合健診協会と称する。(以下、協会という)

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、がん及び結核等の感染症の征圧、生活習慣病予防を目途として、がん、結核等の感染症及び 生活習慣病の早期発見及び予防のために必要な事業を行い、公衆衛生の向上とがんに負けない社会の実現 に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 協会は、前条の公益目的を達成するため、次の公益目的事業(公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律(以下、「公益法人認定法」という。)第2条第4号に規定する公益目的事業をいう。)を行う。
  - (1) がんや結核の予防及び健康増進に関する知識の普及及び啓発
  - (2) がんや結核の予防及び健康増進に関する調査研究
  - (3) がんや結核の予防及び健康増進に関する教育及び研修
  - (4) がんや結核等に関する健康診査
  - (5) がんや結核の予防及び健康増進に関する情報の収集及び提供
  - (6) 公益財団法人日本対がん協会及び公益財団法人結核予防会と連携して行う事業
  - (7) 前各号のほか本協会の目的を達成するため必要な事業
- 2 協会は、前項の公益目的事業の推進に資するため、収益事業等(公益法人認定法第5条第7号に規定する 収益事業等をいう。)として、ワクチン接種に係る住民への案内等の業務を行う。
- 3 第1項の公益目的事業は、香川県において行うものとする。

#### 第3章 資産及び会計

(基本財産)

- **第5条** 協会の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産を、協会の基本財産とする。公益財団法人への移行時の基本財産は、別表により定める。
- 2 協会は、基本財産を善良な管理者の注意をもって管理するものとする。
- 3 基本財産の一部を処分または基本財産から除外するときは、理事会及び評議員会の承認を必要とする。 (事業年度)
- 第6条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第7条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第8条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、定時評議員会に提出し承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の付属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 前項の事業報告及び決算書類については、毎事業年度終了後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計処理)

- 第10条 協会の会計処理の取り扱い、ならびに特定費用準備資金、特定の資産の取得又は改良のために保有する資金の取り扱いは、理事会の決議により別に定める。
- 2 協会が受けた寄付金の取り扱いについては、理事会の決議により別に定める。

## 第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員の定数)

第11条 協会に、評議員5名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

- 第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が、評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者または3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロまたはハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を 維持している者
    - ホ ハまたは二に掲げる者の配偶者
    - へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
  - (2) 他の同一の団体 (公益法人を除く) の次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 理事
    - 口 使用人
    - ハ 理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者または管理人) 又は業務を執行する社員である者
  - (3) 次に掲げる団体の職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である評議員についても前号の規定に準じる。
    - イ 国の機関
    - ロ 地方公共団体
    - ハ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - ニ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機 関法人
    - ホ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

- へ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条 第15号の規定の適用を受けるものをいう)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう)
- 3 協会の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数、又は 評議員のいずれか1人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の 1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特別の関係があ る者が含まれてはならない。

(評議員の任期)

- 第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の 終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 任期の終了前に退任した評議員の補欠により選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第14条 評議員に対しては、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、報酬を支給することができる。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める「役員及び評議員の報酬等並びに費用に 関する規程」による。

### 第2節 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
  - (1) 理事及び監事の選任又は解任
  - (2) 理事及び監事の報酬等の額
  - (3) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 役員の損害賠償責任の全部又は一部免除
  - (7) 残余財産の処分
  - (8) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (9) その他、評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会を毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。必要な場合には、臨時 評議員会を開催することができる。

(招集)

- 第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

- 第19条 会長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。
- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、当評議員会において、出席評議員の中から選出する。

(定足数と決議)

- 第 21 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、 その過半数をもって決する。議長は決議に加わらず、可否同数のときに裁決権を有する。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3 分の2以上の多数によって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
  - (3) 役員の損害賠償責任の全部又は一部免除
  - (4) 定款の変更
  - (5) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の採決を行わなければならない。ただし、出席した評議員の全員が、2候補者以上の選任案を一括して採決することに同意した場合には、この限りでない。

(決議の省略)

第22条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が、評議員会の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を 評議員会に報告することを要しないことに評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし たときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び当該評議員会で指名された議事録署名人2名が記名押印する。

# 第5章 役員等及び理事会

第1節 役員

(役員の設置)

- 第25条 協会に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 5名以上10名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を会長とし、1名を副会長、1名を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下、一般法人法という) に定められた代表理事とし、代表理事以外の理事のうち、副会長及び専務理事を一般法人法の業務執行理事とすることができる。

(役員の選任)

- 第26条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長及び副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、理事及び使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が、理事総数の 3分の1を超えてはならない。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする
- 6 監事には、協会の理事(親族その他特別の関係がある者を含む)及び評議員(親族その他特別の関係がある者を含む)ならびに協会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があってはならない。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、遅滞なく行政庁に届出なければならない。

(理事の職務・権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長の指示を受けて業務を処理する。
- 5 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況 を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

- 第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (2) 協会の業務及び財産の状況を監査すること。
  - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
  - (4) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に 違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
  - (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査を することができる。

(役員の任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結 の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期の終了前に退任した理事又は監事の補欠及び増員により選任された理事は、前任者又は現任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
  - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
  - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(役員の報酬等)

- 第31条 理事及び監事に対しては、報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議によって別に定める「役員及び評議員の報酬等並びに費用 に関する規程」による。

#### 第2節 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
  - (1) 協会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 会長及び副会長、専務理事の選定及び解職

(招集)

- 第34条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(招集の通知)

第35条 会長は、理事会の開催日の1週間前までに、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的である

事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長が出席できないときは、副会長が当たる。

(定足数と決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。議長は決議に加わらず、可否同数のときに裁決権を有する。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議 に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監事が異議を述べな いときには、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第39条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項 を理事会に報告することを要しない。
- 2 前項の規定は、第27条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

- 第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

### 第6章 事務局

(設置等)

- 第41条 協会の事務を処理するため、主たる事務所に事務局を置く。
- 2 事務局には、医局長、事務局長及び必要な職員を置く。
- 3 医局長、事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

- 第42条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
  - (1) 定款
  - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
  - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
  - (5) 財産目録
  - (6) 役員等の報酬規程
  - (7) 寄付金に関する規程
  - (8) 事業計画書及び収支予算書
  - (9) 事業報告書及び貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (10) 監査報告書
  - (11) その他法令で定める帳簿及び書類

### 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第43条 この定款は、評議員会において、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更 することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

- 第44条 協会は、基本財産の滅失による協会の目的である事業の成功の不能、又は一般法人法第202条に規定する事由その他法令で定められた事由によって、解散する。
- 2 前項によるほか、協会は、第3条に規定する目的が達成したときは、評議員の3分の2以上の賛成により

解散することができる。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第45条 協会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益 財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものと する。

## 第8章 公告

(公告の方法)

第47条 協会の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第9章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

# 附 則

- 1 この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(以下「整備法」という)第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 6 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始 日とする。
- 3 平成23年4月1日に就任した理事の任期は、公益財団法人への移行の登記をもって、任期が満了したものとする。
- 4 協会の最初の会長、副会長及び専務理事は、次に掲げる者とする。

会長 森下 立昭 副会長 鶴野 正基 専務理事 末澤 春一朗

5 協会の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

 川部
 英則
 久保
 貞一
 千田
 彰一
 曽我部
 輝久

 谷本
 義隆
 中西
 久美子
 野田
 法子
 樋口
 和彦

 藤澤
 讓二
 三谷
 健一
 山ノ井
 昭
 渡邊
 照代

6 協会の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事

森下 立昭 鶴野 正基 末澤 春一朗 西原 修造 宮脇 茂樹 監事

玉地 忠利 村川 武慶

## 附則

この定款は、令和3年1月26日から施行する。

#### 附則

この定款は、令和4年4月1日から施行する。

## 別表

公益財団法人への移行時の基本財産(「公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産」以外のもの=第 5条関係)は次のものとする。

定期預金	百十四銀行県庁支店	1,000万円
	日   四城门界/〕又/6	1,000//